

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
告示 家畜傳染病予防法第六条に基く命令

告示 示

鳥取県告示第五百七号

次のように結核検査、ブルセラ検査及び豚コレラ予防注射を実施するので、家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定により和牛、乳牛及び豚の所有者に対して検査又は予防注射をうけることを命ずる。

昭和二十八年十一月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病、ブルセラ病検査——搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛並びにこれらの牛と同一施設内で飼育している牛、但し、分娩前一箇月、分娩後十日以内のものを除く。

2 豚コレラ予防注射——豚、但し生後四十日以内分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射の別及びその方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速診断法

3 豚コレラ予防注射 クリスタルバイオレット予防法

皮下注射

別表

結核病、ブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
十一月七日	西伯郡大山村	同上

